

## 子育て支援企業行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年7月1日～平成28年6月30日までの2年間

2. 内容

目標1：平成27年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する。(子の対象年齢を現状の小学校就学前から、小学校3年生までに拡大。)

<対策>

- 平成26年7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成26年12月～ アンケートの結果を踏まえ、社内育児介護休業規定を改訂する
- 平成27年3月～ 社内広報誌、ネット上にある社内掲示板等による社員への周知

目標2：平成27年3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。(子の対象年齢を現状3歳までを小学校就学前までに拡大。)

<対策>

- 平成26年7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成26年12月～ アンケートの結果を踏まえ、社内育児介護休業規定を改訂する
- 平成27年3月～ 社内広報誌、ネット上にある社内掲示板等による社員への周知

目標3：平成27年10月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間150時間未満とする。

<対策>

- 平成27年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成27年6月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を3回実施
- 平成27年9月～ 社内広報誌、ネット上にある社内掲示板等による社員への周知
- 平成27年10月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標4：平成28年6月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成27年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成27年4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成27年7月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成27年9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始